（様式１）

県管理の河川区域内における支障木伐採利用希望者の公募について

令和 8年 11月 18日

庄内総合支庁長

県管理の河川区域内における支障木伐採利用希望者を公募しますので、希望者は下記に基づき、申込書を提出してください。

記

1　公募内容

（1）伐採場所（河川、区間）

①河川：大山川右岸
場所：三川町東沼字鷹野西 地内
区間：隅田橋上下流（右岸）

②河川：大山川左岸
場所：三川町角田二口 地内
区間：隅田橋上下流（左岸）

（2）伐採期間

認定の日 から 令和 9年 3月25日まで

（3）伐採区間の距離・面積

①距離　L=367m、面積　9,553㎡
②距離　L=485m、面積　9,565㎡

（4）伐採対象木の種類・推定量

①広葉樹等雑木　約20㎥　（100㎡当り約0.19㎥）
②広葉樹等雑木　約20㎥　（100㎡当り約0.17㎥）

（5）補助金の有無及び金額

①有、9,553㎡に対し1,977,000円
②有、9,565㎡に対し1,979,000円

なお、一部区域の伐採の場合は、全体面積に対する一部伐採面積の割合で比例按分して算出した金額を補助金の金額とする。

（6）放射性セシウム測定結果及び利用制限

未測定（地域として汚染の恐れがないこと等からH28から測定不要）、利用制限なし

2　申込書の提出先

庄内総合支庁建設部河川砂防課維持調査担当
（令和８年12月 9日（水）１６時まで持参して提出すること。）

3　留意事項

（1）県が管理する河川区域内の支障木撤去の促進と有効利用を目的とするものであること。
（2）河川管理上の支障にならない範囲での取扱いとするものであること。
（3）申込者が伐採等を行う際は、伐採木付近の民地所有者からの立ち会い等により了解を得て行うこと。万が一、問題が生じた場合は、申込者の責任において解決すること。
（4）伐採等の期間は、鳥類の営巣や漁業等に配慮して１１月から翌年３月末までを原則とするが、その他の期間の伐採を要望する場合は河川管理者と協議するものとする。
（5）伐採利用において不要となるものについては、申込者の責任で適正に処理すること。例えば、伐採後の枝葉等をそのまま置き去りにしたり、下流に流したり、または不法に投棄してはならない。

（６）支障木の伐採・処分に係る経費は、県からの補助金を除き申込者の負担とするものであること。
（７）チェーンソー等を使用する場合は充分に注意すること。
（８）申込者については、取扱要領に基づき審査の上認定者を決定するものとし、伐採利用について認定されない場合がある。